

ふるさとファイル

展示コーナーだより
第25号
平成18年1月
生涯学習課文化財係

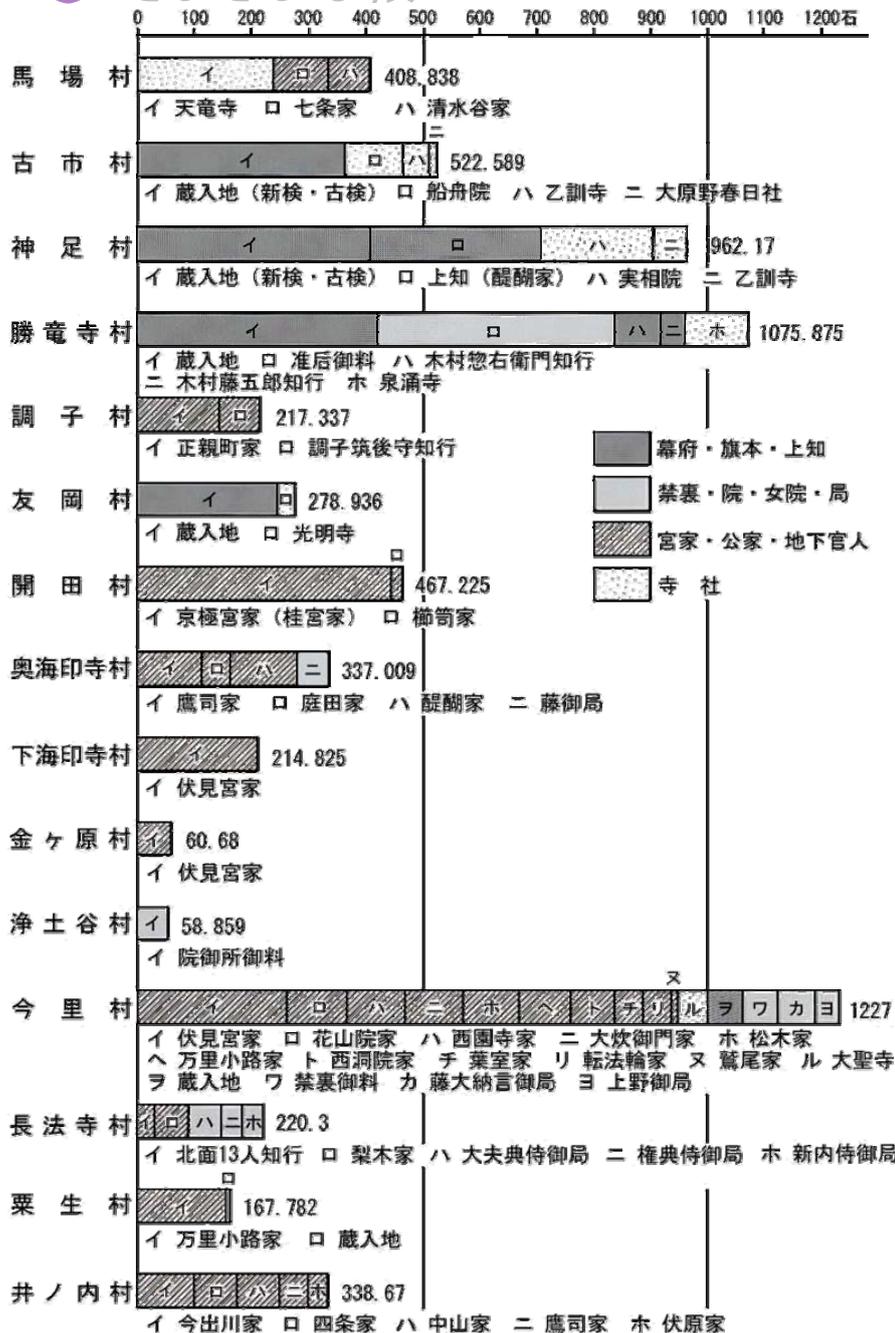
近世長岡の領主と農民

展示期間：
平成18年1月5日(木)～4月2日(日)

近世の長岡京市域は、一つの村に複数の領主がいる「相給」の村々で構成されていました。宮家・公家や寺院など様々な領主に対し、農民たちは年貢や人足役など種々の負担に応じてきました。領主と農民との関わりを示す資料を通じて、近世の村の一端を紹介します。



さまざまな領主



一つの村を複数の領主が領知するのが「相給」の村です。京都近郊の村ではこれが一般的な状況でした。

相給の村では各領主の領地が散在しており、また農民の所持する土地も複数の領地に分散していました。農民はそれぞれどこかの領主に付属しますが、その農民の所有地のすべてが同じ領主に付属しているとはかぎらず、いくつもの領主にまたがるというケースが occurred。

また、領主は近世を通じて一定だったわけではなく、一部変遷が見られます。

例えば、局領は、禁裏に勤める局(天皇に仕える女官)に対し在任期間中の給与として与えられた臨時的な領地であり、局がその役を退くと上知となって(没収され)、京都代官の支配する蔵入地(幕府の直轄領)となりました。

地下官人:昇殿を許されない下級の公家
北面:仙洞御所に勤仕する地下官人
新検:延宝年間(1673~81年)に行われた検地のこと
古検:太閤検地

🌿 領主と村の一年



正月 ・年頭の礼

春 ・筍を献上〔長法寺村→局など〕

夏 ・田の植え付けの完了を領主に報告
 ・楊梅〔浄土谷村→仙洞御所〕や
 蚕豆〔調子村→正親町家〕を献上
 ・暑中見舞い
 ・干ばつや水害の被害を領主に報告

秋 ・新米の初穂を納める
 ・検見けみ（収穫量の検査）
 ・松茸を献上

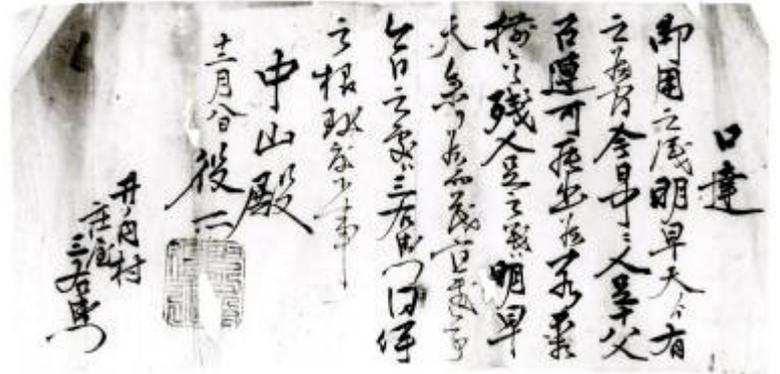
〔浄土谷村→仙洞御所など〕
 ・蔵付（年貢納入初め）の祝い

冬 ・年貢納めの期限

🌿 農民の負担

毎年の負担としては、年貢や国役銀が挙げられます。国役銀とは、桂川・賀茂川・木津川・宇治川・淀川筋などの河川普請の費用を五畿内すべての領主が石高に応じて徴集し、幕府に納めるものです。村々はそれぞれの領主ごとに、その年に定められた銀を十一屋や三井などの掛屋(公金出納を預かる御用商人)に払い、手形を領主に納めました。

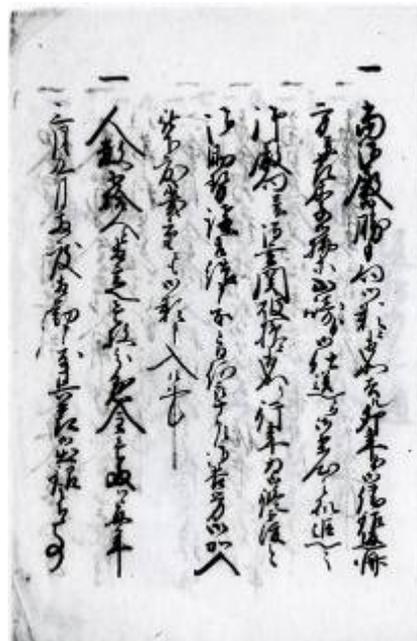
それらとならび領主に対する重要な努めであったのが人夫役です。一年をとおして農民らは、領主の召喚に応じて人夫として出入りしました。



井ノ内村中山家領非常人足徴集口達

慶応3(1867)年、教育委員会所蔵

幕末維新期の混乱の最中、各領主は急事にさいしての人足を村方より徴発しました。この資料では、中山家より井ノ内村へ18人の動員がかかっています。



仕法帳（御殿助勢講）

弘化4(1847)年、個人蔵

正親町家では、御殿の修復費用を捻出するために講を開催しました。

水害や干害の時には検見を行い、不作引(免除)や延納を認めるなど、天候の変化に左右される米納年貢をもとにした領主の財政は、商品経済の浸透とも相まって厳しい状況に追い込まれていきました。

年貢米の不足を、領主の多くはまず年貢米の先取り(先納)という形で補おうとしました。他にも御殿の修復などさまざまな名目をつけて領内の農民たちから米銀の調達をはかったり、また、年貢を抵当として商人から借銀をしたりしました。